

個人情報保護審議会（第55回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成15年5月22日（木）午後3時から午後5時まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 地下1階 会議室B101

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩	伊藤 潤子
上羽 慶市	齋藤 修	藪野 正昭	

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室長	浜田 充啓	個人情報・行政手続係長	白井 重孝
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

（県土整備部県土企画局契約・建設業室）

室長	大上 義民	課長補佐	長谷川 和正
主査	武内 隆幸		

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

諮問受付番号15-1号案件（利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供制限の例外）

【公共工事を請け負う者の入札参加制限等案件の公表の件】

6 議事の要旨

調査審議事項

諮問受付番号15-1号案件（利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供制限の例外の件）

委員： 諮問受付番号15-1号案件について、実施機関（県土整備部県土企画局契約・建設業室）より説明していただく。

県土整備部県土企画局契約・建設業室 着席

県土整備部県土企画局契約・建設業室の職員から説明が行われた。

委員： ただいまの説明について、各委員からのご意見・ご質問を伺いたい。

委員： 公表する情報だけでは、個人を識別することができない、他の公表情報との照合で個人が識別できるという説明があったが、その詳細を聞きたい。

- 事務局： 契約・建設業室が考えている公表情報は、資料P8のイメージである。ここでの情報をもとに、財団法人建設業情報センターの発信する経営事項審査結果と照合することで容易に個人を識別性できるので個人情報性があると考えている。
- 委員： 大都市の場合と郡部の場合とで違いは出てくる。郡部なら、契約・建設業室が公表する情報だけで、代表者の氏名や自宅住所などの個人情報を特定できるケースもあるだろう。
- 委員： 財団法人建設業情報センターと県との関係について説明していただきたい。
- 事務局： 県が財団法人建設業情報センターに経営事項審査結果を情報発信するよう委託している関係にある。
- 委員： 経営事項審査や建設業法の情報とを結合することで、個人事業者の資本金、住所の特定も容易に可能であるという理解でいいのか。
- 委員： 個人識別性を考える場合、識別する人がいるかよりも、普通の人々が、識別できる状態にあるのかという点を検討するべきだ。今回の公表は、経営事項審査と照合することで個人識別性があるといえる。資料P8のように公表した時、昨年の指名停止を受けた3件の個人事業者はすぐに割り出すことができるのか。
- 契約・建設業室： 個人事業者は、事業者欄に株式会社、有限会社等の記載がなされていない。したがって、個人事業者を特定することは容易である。
- 委員： 個人識別性の有無について。P8のように住所を市町村までと限定して公表しても、個人事業者であることと、経営事項審査と照合することで、個人事業者の自宅住所、電話番号までわかる可能性がある。そういう場合を想定して、個人識別性があると理解をしている。したがって、契約・建設業室の公表する情報は、個人情報であるということをここで整理しておく。  
この問題以外に、何か意見はないか。
- 委員： 入札参加資格制限案件は、地方自治法等関係法令で公表することを予定していない。また、公表することを入札参加資格者に、周知していないので、個人情報の目的外提供と考えているのか。
- 契約・建設業室： そうである。
- 委員： 契約建設業室が収集している目的は何か。今回、公表することは、その収集している情報の目的外提供にあたるのか。
- 契約・建設業室： 入札参加資格制限等案件に係る不正事実などの情報収集は、入札参加資格制限などの処分、措置を適正に行うために収集している。
- 委員： 入札参加資格制限や指名停止をするために集めた情報は、公

表することのために集めた情報ではないので目的外提供ととらえている。そういう理解でよいか。

契約・建設業室： そうである。

委員： ただ、公表の目的が、入札制度を適正でより透明性の高いものにするためだと言うのなら、公表も目的内提供ととらえてもよいのではないか。目的内であれば、審議会で諮問する必要はないと思う。

委員： 実施機関が目的外提供と捉えているのは、入札参加資格制限等を行うことが目的であり、公表までを目的として捉えていないからだと思う。

委員： 入札参加資格制限等の公表は、社会的に不利益的、制裁的な取扱いになると考えられ、公表するのは慎重にした方が良くと思う。実施機関は入札参加資格制限の透明性の向上を図る目的での公表と説明している。

委員： 行政の透明性の向上が、入札参加資格制限等案件を公表する目的であり、業者を公表することで契約の際、消費者に注意を呼びかける目的ではないということか。

契約・建設業室： 今回の公表自体は、消費者に注意を呼びかけることよりも、行政の透明性の向上に重きをおいている。

委員： 法律の根拠がないにもかかわらず、固有名詞を出して公表することは、行政の透明性の向上以外の効果、制裁的效果を生む場合があるので公表については慎重に行う必要がある。

委員： しかし、行政の透明性を向上させるということは、県民のためであり、ひいては社会のためである。また、公表することで制裁的な効果も考えられるが、制裁的效果は付随的なものである。

委員： 資料P5の件数の内訳として、事故等に基づく措置基準と不正行為に基づく措置基準に従って行った処分の割合について教えてもらいたい。

契約・建設業室： ほとんどが不正行為に基づく措置基準による処分である。最近の傾向としては談合が多い。事故の場合としては、管理責任を問われる場合による指名停止である。処分を行うときは、労働安全基準局の判断が出た後に指名停止を行う。建設業法違反の場合も、事実確認をおこなった後に処分を行うこととしている。

委員： やはり制裁的な効果があると言える。

委員： 入札参加資格制限等案件を公表することには、一般予防的な効果があり、有用であると思う。

委員： 県の行う事務の透明性の向上を図るということより、知られたくない情報、不名誉な情報の公表だから問題があると思う。

委員： 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、適正化法）の目的が適正で公平な入札参加資格制限の運用を目的としている。公表したことが結果的に制裁的な効果を生んだとしても、制裁的效果自体が目的ではない。

委員： 入札参加資格制限等案件に関する公表を目的としたものではなくて、入札制度自体が適正に運営されていることを対外的に示す目的での公表である。したがって、個々の入札参加資格制限のために入手した情報とは別の目的であるという理解か。

事務局： 収集目的内の提供か目的外の提供かについて議論がありましたが、目的を広くとらえると目的内が広がりすぎる恐れがある。目的内の範囲を広げすぎると個人情報保護条例の適正な運用ができなくなる。このために、目的内か目的外かを判断する基準として、事務執行の根拠法律に規定があるかをまず見ることとしている。法律に規定しているということは、国民の予見可能性が確保できていると考えられるからである。今回の公表については、公表の目的はともかくとして、地方自治法等関係法令において、入札参加資格制限案件を公表することを予定した規定がないから目的外提供であると考え、実施機関が諮問したものである。

委員： 他府県の公表状況はどうか。

契約・建設業室： 都道府県レベルでは40団体が公表し、そのうち22団体においてインターネット発信をしている状況にある。

委員： こうした公表は、法律や条例に根拠が無くても行えると考えられるが、個人情報に関わる内容があるので、審議会に諮問する必要がある。

委員： いままでの議論を総括すると、公共工事の入札参加資格制限等案件の公表は、適正で公平な入札や契約事務の運用を目的としているものと理解し、入札参加資格を有している者に対して県は、今後、入札参加資格制限等案件を公表することを周知するなど、個人情報の保護措置を講ずるとしていることを評価して、この例外取扱いを認める方向で審議を進めることでどうか。

委員： 異議なし。

県土整備部県土企画局契約・建設業室 退席

委員： 事務局からの事前に送付されてきた資料をみて、答申の試案を作成した。何か、意見はないか。

委員： 指名停止案件については法律で予定された範囲内の公表であり、入札参加資格制限については審議会の答申が必要という考えでよいか。

- 委員： 地方自治法により入札参加資格制限処分をすることはできる。しかし、公表に関する規定はないので、目的外提供と考える。一方、指名停止については適正化法に根拠のある公表であるから、目的内にとらえているという理解でよいか。
- 事務局： 条例の解釈として、事務事業の根拠法令に予定された公表については目的内の提供だと考えているので、委員ご指摘のとりの理解である。
- 委員： 利用及び提供制限の例外についての答申において、何が個人情報の収集目的外の提供で、何が収集目的内の提供であるか、地方自治法等関係法令の規定事実に即して、わかりやすく記載しなおす必要があると考える。
- 委員： ただいまの意見を踏まえて、答申の文言を訂正します。なお、文言の訂正については、会長と事務局で調整し、再度、各委員の意見を求めることとしてよろしいか。
- 委員： 異議なし。

## 7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第55回）資料